

# 「労務費に関する基準」について



## 4-3. 「出口」の実効性確保策

---

- CCUSレベル別年収の改定と位置づけ明確化
- コミットメント制度
- 技能者通報制度の導入

## ○労務費に関する基準 本文

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

##### ①基本的な考え方

・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、労務費・賃金の適正な支払に係る実効性確保策について、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全体で、これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵を出し合うことが必要である。

・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。

○注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費（賃金の原資）を支払うこと。

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

# CCUSレベル別年収の位置づけ

- 前回(R5.6) 記者発表資料より

将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格の受発注の促進を目指すもの。

法的拘束力はなく、支払いを義務づけるものではない。

あくまでも目安

- 労務費に関する基準より

建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

建設業法上の指導等にも結びつく基準

- ①ブロック別にレベル別年収を算出  
(前回:全国一律⇒今回:ブロック別)
- ②前回以降新たに認定された能力評価分野等(11分野)を追加  
(前回公表:32分野⇒今回:43分野)
- ③最新の公共工事設計労務単価を適用  
(前回:令和5年3月単価⇒今回:令和7年3月単価)
- ④公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記

# CCUSレベル別年収の概要(令和7年12月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。**
- ◎**目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。**

## ブロック別 ( 全 分 野 ) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

<試算条件>・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

- ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
- ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

能力評価分野	レベル1 (単位:万円)		レベル2 (単位:万円)		レベル3 (単位:万円)		レベル4 (単位:万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	363	481以上	426	559以上	473	675以上	584	763以上
橋梁	463	661以上	481	736以上	615	841以上	690	903以上
造園	345	460以上	381	508以上	403	566以上	471	626以上
コンクリート圧送	386	520以上	423	584以上	429	633以上	544	710以上
防水	410	585以上	425	651以上	544	744以上	610	798以上
トンネル	526	751以上	547	836以上	699	956以上	784	1025以上
建設塗装	409	571以上	434	636以上	525	727以上	594	781以上
左官	409	573以上	433	637以上	525	723以上	595	782以上
機械土工	387	522以上	424	586以上	430	635以上	545	712以上
海上起重	390	525以上	427	590以上	435	639以上	548	717以上
PC	377	528以上	399	587以上	484	666以上	548	720以上
鉄筋	389	555以上	404	617以上	516	706以上	579	757以上
圧接	389	555以上	404	617以上	516	706以上	579	757以上
型枠	357	510以上	371	567以上	474	648以上	532	696以上
配管	335	444以上	393	516以上	437	624以上	540	705以上
鳶・土工	375	536以上	390	597以上	499	682以上	559	732以上
切断穿孔	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
内装仕上工事	368	525以上	382	584以上	488	667以上	547	716以上
サッシ・カーテン	381	544以上	395	605以上	506	691以上	567	742以上
エクステリア	375	525以上	396	583以上	481	662以上	545	716以上
建築板金	392	560以上	408	624以上	522	713以上	585	765以上
外壁仕上	396	553以上	420	616以上	509	704以上	575	757以上
ダクト	331	439以上	389	510以上	432	617以上	534	697以上
保温保冷	373	495以上	438	575以上	487	695以上	601	786以上

- <注>
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
  - ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1 (単位:万円)		レベル2 (単位:万円)		レベル3 (単位:万円)		レベル4 (単位:万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	395	532以上	433	597以上	440	647以上	555	726以上
冷凍空調	339	450以上	398	523以上	443	632以上	546	714以上
運動施設								
基礎ぐい工事	323	439以上	351	493以上	369	538以上	459	599以上
タイル張り	343	489以上	356	544以上	455	622以上	510	668以上
標識・路面標示								
消火設備	354	469以上	415	545以上	461	658以上	570	744以上
建築大工								
ガラス工事	337	482以上	350	536以上	448	613以上	502	657以上
ALC								
土工	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
ウレタン断熱	373	495以上	438	575以上	487	695以上	601	786以上
発破・破砕	379	516以上	412	579以上	434	632以上	539	704以上
建築測量	357	510以上	371	567以上	474	648以上	532	696以上
圧入	388	527以上	422	591以上	444	646以上	550	720以上
さく井	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
解体	340	462以上	370	519以上	389	566以上	483	631以上
計装工事	353	468以上	415	544以上	461	658以上	569	743以上
土質改良	328	442以上	360	497以上	366	539以上	462	604以上
潜函								
住宅建築関連	371	517以上	392	575以上	476	658以上	538	707以上
石材施工								
参考①特殊作業員	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
参考②普通作業員	312	421以上	342	473以上	347	512以上	440	575以上
全職種平均	356	483以上	388	543以上	411	597以上	508	665以上

- <注>
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
  - ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

## 経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

## ◆労務費に関する基準(抄)

## 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

## (3)支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

## ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

## 改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者  
に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の  
提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の  
導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など  
個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できる  
ところから活用を推奨

# コミットメント条項について(ポイント)

## (1) コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

## (2) コミットメントする(約束する)内容について

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を**下請事業者に支払う**
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①～③について、**注文者の求めに対して**、関係書類(※)を提出する(**情報開示**する)  
※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

## (3) コミットメント条項の導入について

- ・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)
- ・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択
  - (A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)
  - (B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)
- ・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、導入可能なところからの活用を推奨

# 発注者・元請間の契約における条項(A)(B)の選択制について

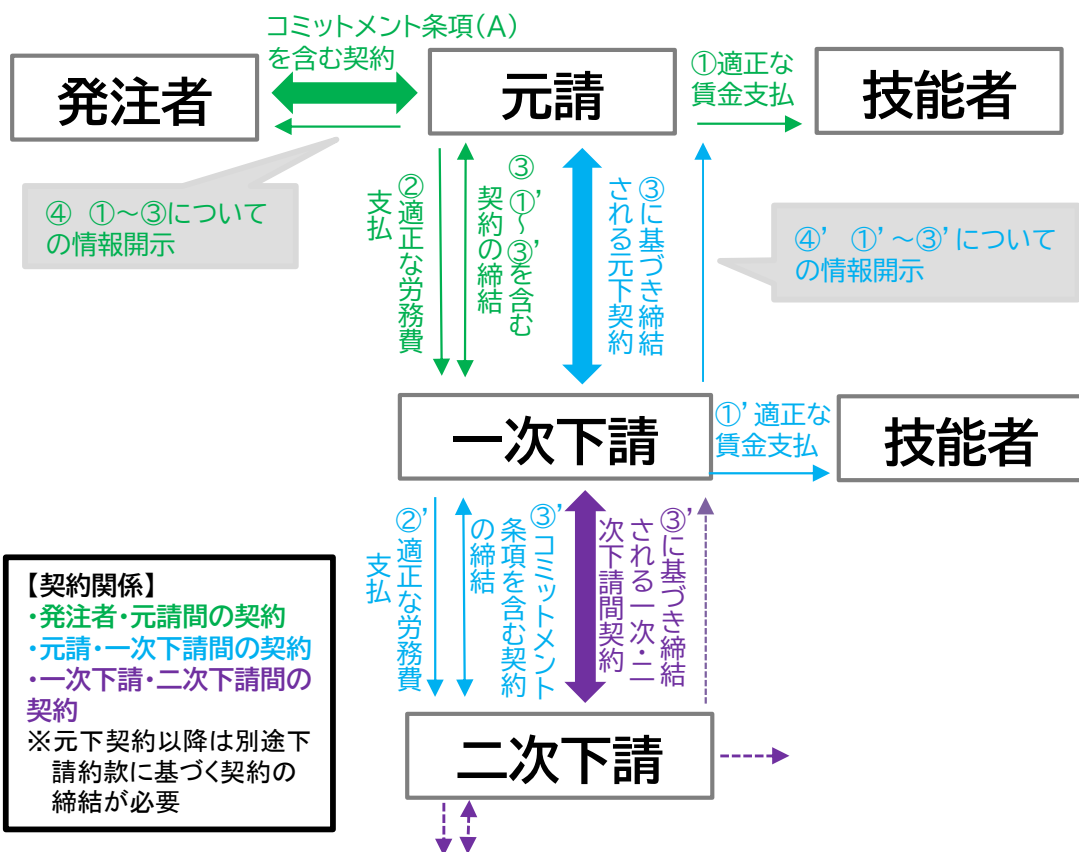
## (A) 一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

### ●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'~④'を含む契約の締結

- ①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払
  - ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払
  - ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結
  - ④' ①'~③'についての情報開示
- ※元請は①'~④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

### ④ ①~③についての情報開示

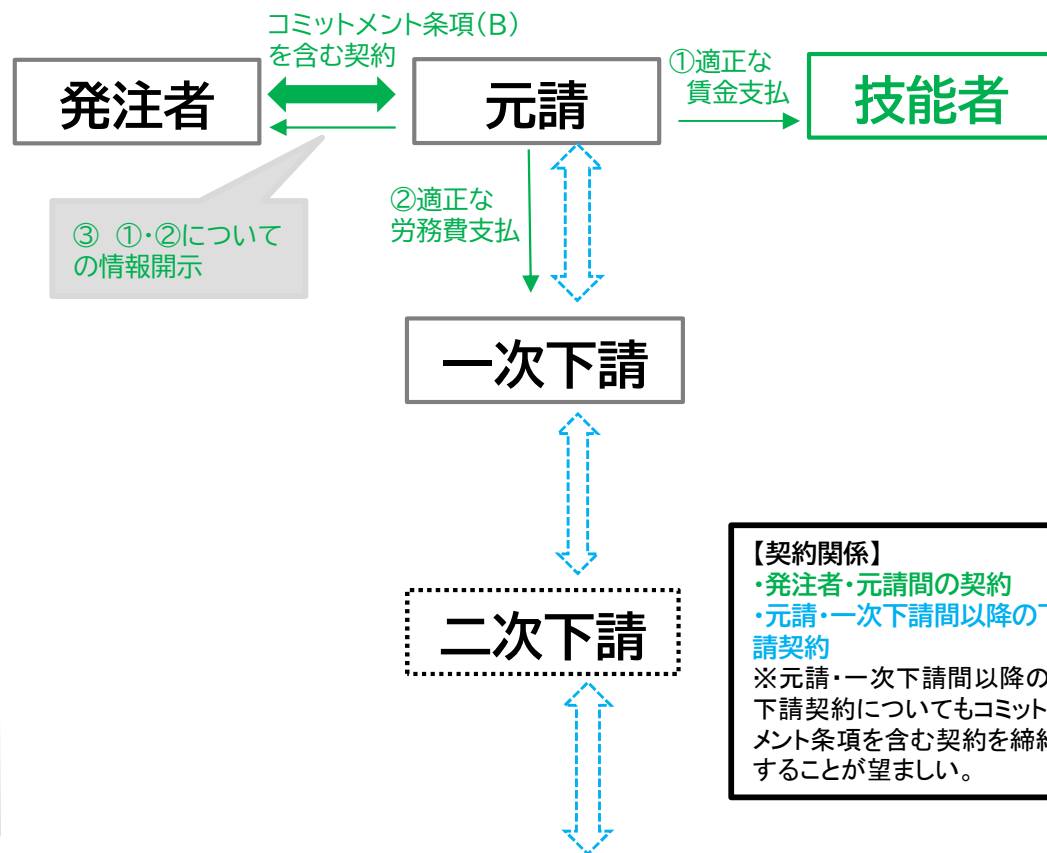


## (B) 契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

### ●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

### ③ ①及び②についての情報開示



# コミットメント条項の活用について

## ●注文者の立場として

・関係者(株主、議会、財政当局、住民など)への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となる

## ●受注者の立場として

・自社が下請事業者や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であること、さらには適正に労務費や賃金を支払っている企業を下請契約の相手方としていることについて、発注者をはじめ広くPRすることができる

- 国においても、直轄工事においてコミットメント条項を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。
- 関係の皆様におかれても、積極的な導入を検討いただきたい。

コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「労務費に関する基準」の運用方針(令和7年12月10日国土交通省公表)において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参照の上、活用を検討されたい。

※「労務費に関する基準」の運用方針はこちらから ⇒



#### 方針57 コミットメント制度の創設趣旨について

- 本基準の実効性確保策として、受注者による下請負先に対する適正な労務費の支払及び技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(以下総称して「コミットメント」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして設けたものである。

#### 方針58 コミットメント制度のメリットについて

- コミットメント制度の活用により、以下のメリットが生じるものと考えられる。
- ① 注文者は、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費が原資となって、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることについて確認することが可能となる。
- ② 受注者は、自社が下請企業や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることについて、他の発注者や専門工事企業に対してPRすることができる。

## 方針59 <別紙04第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当事者はどのように確認するのか。

- 本基準において、適正な水準の労務費とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価(円/人日(8時間))」に「施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛(人日/単位施工量)」を乗じて算出される「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量(施工量)」を乗じて得られる値に相当する額とされている。
- 契約に至る前のプロセスにおいて、建設業法第20条及び本基準に定めるところに基づき、建設業者は適正な水準の労務費等について内訳明示した材料費等記載見積書を作成・交付し、注文者はこれを考慮・尊重するよう努めることとされている。また、同条第4項により、建設業者は注文者から請求があったときはこれを交付しなければならないこととされている。
- 契約が締結された後においては、公共工事標準請負契約約款第3条等に基づき、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書において、上記の見積書に記載された額に対応する労務費を内訳明示することとなる。
- したがって、例えば、契約当事者間において、この請負代金内訳書に記載された労務費の額について、本基準に基づき行った最終見積書の段階から大きく減額されていないかなど確認するという方法が考えられる。
- また、公共工事の場合は、労務費を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務となるが、改正入契法の趣旨を踏まえ、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなど確認を行うことが望ましい。
  - ※ 仮に、最終見積りの段階や入札金額内訳書に明示された額から大きく相違している場合には、本基準に照らして適正な労務費となっていることについて、受注者から説明を受けることが望ましい。

## 方針60 <別紙04第3項①第一号>「技能者」の範囲について

- 本運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)「方針6」と同様である。

## 方針61 <別紙04第3項①第一号>「適正な賃金」について

- 建設業法第25条の27第2項では、「建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない」とされているところ、「適正な賃金」とは、雇用する技能者の有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づき支払われるものである。
- 本基準においては、公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準での技能者の処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指すこととしているところ、国土交通省において公表しているCCUSレベル別年収は、技能者に支払うことを目指すべき賃金としての位置づけで公共工事設計労務単価から技能者の経験年数・保有資格等を踏まえて算出されており、これを日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。
- 上記を踏まると、このCCUSレベル別年収が、個々の請負契約における「適正な賃金」に係る具体的な一つの目安になると考えている。

## 方針62 <別紙04第4項>書面の提出を求める方法等について

- 標準請負契約約款においては、書面の提出を求める方法や時期(タイミング)などについて、特段の定めを置いていないが、過度な負担とならないよう、契約当事者の合意の下、合理的な方法や範囲において行われることが望ましい。
- また、労務費や賃金の支払いの時期については、労務費については工事目的物の引き渡しの時期に支払われる場合や出来高に応じて一定の期間ごとに支払われる場合などが想定され、また、賃金については月給制や日給制などによって異なることなど、当該工事の契約内容や事業者における賃金制度によって異なることが想定される。したがって、各種書面の提出を求めるに当たっては、こうした事情も十分に配慮して、受注者にとって過度な負担とならないよう、契約当事者において適切に協議されることが望ましい。

## 方針63 <別紙04第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。

- 情報開示に当たっては、単に書面の提出を求めるのではなく、一定の理由を添えて、必要な書面の提出を求めることが適切である。
- 例えば、適正な労務費の確保や適正な賃金支払いの確認のために提出を求めることや、財政担当セクション等との調整・説明、住民や議会への説明のために提出を求めることなどが想定される。

## 方針64 <別紙04第4項②第一号>「関する書面」について

- コミットメント制度の趣旨は、個々の技能者に対する賃金水準の是非を個別に確認するものではなく、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことについて約束するというものであることから、雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面である「誓約書」の提出により、「関する書面」の提出がなされたこととする。
- なお、労務費の基準の実効性確保策として、「処遇優良事業者証の活用」が検討されており、将来的にはこうした書類の活用についても検討する。  
※ 賃金の支払いに関する書類として、例えば「賃金台帳」が存在するが、個人情報であることから、これの提出を強いることは適切ではない。

## 方針65 <別紙04第4項②第二号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、契約書には請負代金額の総額のみが記載されていることが想定されるが、この場合は、建設工事標準下請契約約款第2条に基づき作成することとなっている労務費を内訳明示した請負代金内訳書を提出することも想定される。

## 方針66 <別紙04第4項③第三号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、発注者と元請事業者との間で本号に基づき提出が求められる書面(契約上提出しなければならない書面)については、元請事業者と一次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しであり、一次下請事業者と二次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しではないことに留意する必要がある。  
※ (A)を選択した場合はコミットメント制度が導入されたもの

## 方針67 コミットメント制度の活用について

- 制度の趣旨やメリットをまとめたリーフレットの作成・配布やコミットメント制度の解説を含む各種説明会の開催などにより、制度の周知・普及を図っていく。その際は、中小事業者や一人親方等にも制度趣旨等が伝わるよう、内容等の工夫を行う。
- 国の直轄工事において、コミットメント制度を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

## 方針68 「選択的条項」とすることについて

- コミットメント制度は、労務費や賃金の支払いの実効性確保の取組として重要な仕組みであるが、他分野においても例の見られない画期的な取組であることから、まずは契約当事者間が任意で導入できる選択的条項として規定したもの。
- 多くの請負契約において導入されるよう、活用促進に取り組んでいく。

## 方針69 条文(A)と条文(B)を選択して使用することについて

- 労務費の確保と行き渡りを担保するためには、発注者と受注者との間でコミットメントが導入された場合には、各契約段階においても同様のコミットメント制度が導入されることによって、末端の事業者や技能者まで行き渡りの確保が図られることとなる。
- したがって、条文(A)においては、発注者と元請事業者との契約において、元請事業者と一次下請事業者との間の元下契約の中において当該一次下請事業者が二次下請事業者との間でコミットメント条項を導入することを約する内容を含むことを規定することで、各段階においてコミットメント条項が導入されるように措置している。
- 一方、発注者と元請事業者との契約段階において、一次下請事業者と二次下請事業者との間においてコミットメント条項を導入することについてあらかじめ約することが困難な事情がある場合においても、各段階において契約当事者間が個別に約することによって、雇用する技能者に対する賃金の支払いや下請事業者への労務費の支払いについてのコミットメントの導入を可能とすることが重要である。
- このため、元請事業者と一次下請事業者との下請契約において二次下請事業者とのコミットメントの導入を約するパターンを基本としつつ(条文(A))、発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業者など、各契約段階において個別にコミットメントを導入するパターンについても選択できるように規定(条文(B))している。

## 方針70 コミットメントに違反した場合について

- コミットメント制度の趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がある雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請先の事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であることに鑑み、標準請負契約約款においては、コミットメントに違反した場合における契約解除等のペナルティの規定は設けていない。
- したがって、コミットメントに違反した場合、直ちに注文者側に解除権や損害賠償請求権が生じるものではないが、契約上の債務不履行には該当することから、契約解除等の一事由となり得る。
- なお、請負契約にコミットメント条項を盛り込んでいるにもかかわらず、契約当事者がその履行を行っていないことが確認された場合には、建設Gメン等による請負契約適正化の取組において、契約に基づき誠実にコミットメントを履行することについて指導助言を行う対象となり得る。

## 方針71 注文者が直接契約する受注者以外の事業者(一次下請事業者等)について、コミットメントに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。

- 例えば、発注者が、一次下請事業者の賃金・労務費の支払い状況について把握を行うため、元請事業者に対して、一次下請事業者から提出を受けた賃金の支払を証する書面の提出を求めることが想定される。
- この場合において、コミットメントは直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、契約上、発注者からの当該求めに対して元請事業者側に応じる義務はなく、あくまで元請事業者の任意によるものであることに留意する必要がある。
- また、各契約段階においてコミットメントが導入されている場合において、各段階における注文者が受注者から支払いを証する書面の提出を受け、最上位の元請事業者がこれらを集約して発注者に提出することも想定されるが、この場合においても、元請事業者による集約及び発注者との契約関係がない事業者との間における書面の提出はあくまで任意によるものであることに留意する必要がある。

# (参考) 改正後条文: 公共約款(条文(A)(B))

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとする。

三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第三条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

## ◆労務費に関する基準(抄)

### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3)支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

##### ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

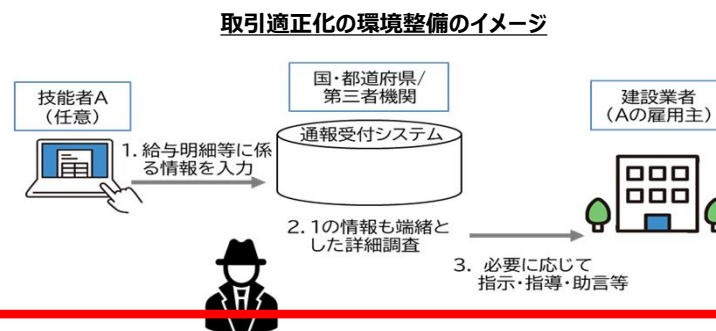
・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

○持続的な建設業の発展に向けて、第三次・担い手3法に基づく労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信、ICT機器の導入を通じた生産性向上を推進する。

### 適正な賃金の支払いの推進

➤「労務費の基準」に基づき「賃金の原資」として確保された労務費が、技能者へ賃金として支払われることが重要。このため、技能者自身が給与明細等を用いて、行政に自発的に情報提供できるような環境を整備し、取引適正化を促すための調査・検討を実施



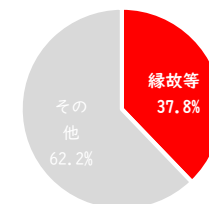
### 多様な人材の入職拡大に向けた魅力発信

➤建設業への更なる入職促進に向け、工業高校生等の就職有望層に対するPR手法の整理及び就業障壁の解消に向けた調査・検討を実施

#### 担い手確保を阻害すると考えられる要因

- (対技能労働者・上位5位)
- ① **体力が必要(きつい)** : 58.4%
  - ② **危険業務が伴う** : 41.4%
  - ③ **技術が必要** : 35.6%
  - ④ **賃金が低い** : 32.3%
  - ⑤ **汚れる** : 32.1%

#### 建設業界への入職経路



※全産業では25%

出典：厚生労働省「建設業における雇用管理現状把握実態調査（令和6年度調査）」、厚生労働省「雇用動向調査」（令和5年度）※本調査においては企業規模は問わない

### ICT機器を活用した生産性向上

➤災害時に応急復旧に従事する建設業者に対し、ICT機器を活用した防災訓練を実施する際の機器導入経費の一部を支援

#### 対象とするICT機器(例)



## 4-4. 公共工事における上乗せの取組

---

- ・労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

#### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

##### (入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

##### (各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

#### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)

##### (適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

# 公共工事における入札金額の内訳の提出

- 現行、公共工事の入札時に応札者は**入札金額の内訳の提出が義務**付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、**内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載**する内容に変更される。(入契法第12条)  
 ※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容.....	4
2-2 内訳書の様式(例).....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景.....	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法.....	30
3-4 理由の確認.....	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例.....	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について.....	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について.....	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について.....	51
4-4 労務費の基準について.....	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工事費内訳書		
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事	
工種等	金額(円)	
道路改良	A	
土工	a	
法面工	b	
擁壁工	c	
雑工	d	
直接工事費	A (a+b+c+d)	
共通仮設費計	B	
現場管理費	C	
一般管理費等	D	
工事価格	A + B + C + D	

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】



工事費内訳書	
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」  
 ※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事(土木・建築)の様式例をガイドラインに掲載

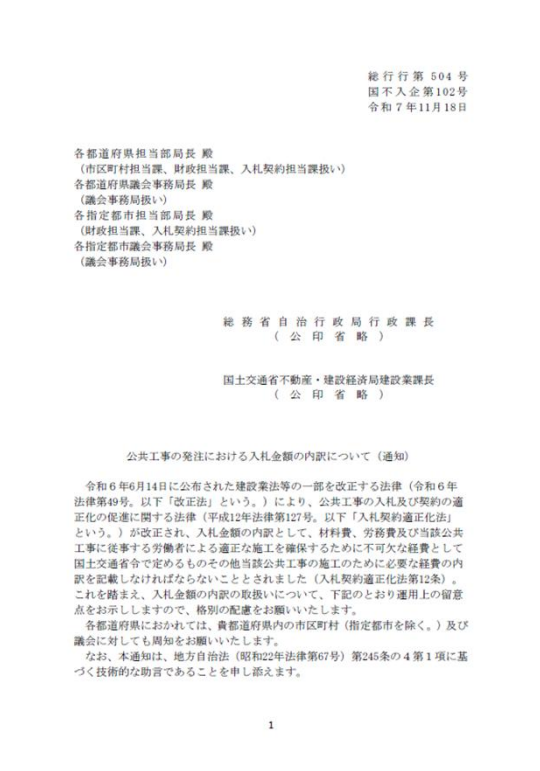
代表者 氏名						
工事名: 〇〇〇〇工事						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	
道路改良		式	1			
道路土工		式	1			
法面工		式	1			
擁壁	23	10,000				
...						
直接工事費		式	1			
うち材料費		式	1			
うち労務費		式	1			
共通仮設費		式	1			
共通仮設費(車計上)		式	1			
雑工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
うち法定福利費の事業主負担額		式	1			
うち建退共制度の掛金		式	1			
工事原価		式	1			
うち安全衛生経費		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税負担額		式	1			
工事費計		式	1			

注) 本内訳書は、第1回の入札に提出を求められるものである。  
 注) 発注者が提示する本工事の数量総括費の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

# 公共工事の発注における入札金額の内訳について(公共発注者あて通知)

- 入札金額の内訳について、運用上の留意点を各公共発注者に通知(令和7年11月18日付け)。
- 土木工事・建築工事の様式例を添付。

1. 内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないため、これらを反映した様式を事業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められること。
  2. 様式の見直しに時間を要するなどの場合においては、改正法により新たに明示することとなった費用について、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えないこと。
  3. 改正法により新たに明示することとなった費用の提出・確認については、令和7年12月12日から施行されるが、施行の際現に入札に付されている公共工事については、柔軟な対応を行うことは差し支えないこと。
- ※通知から引用(一部補足)



**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則**  
**(適正な施工を確保するために不可欠な経費)**

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 **法定福利費**(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
- 二 **安全衛生経費**(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- 三 **建設業退職金共済契約**(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)**に係る掛金**

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
  - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
  - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 \*\*\*\* (一部のみ計上) 円)  
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)  
 (現場管理費のうち、法定福利費 \*\*\*\* 円)  
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 \*\*\*\* 円)  
 (工事原価のうち、安全衛生経費 \*\*\*\* 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。  
 ○ すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

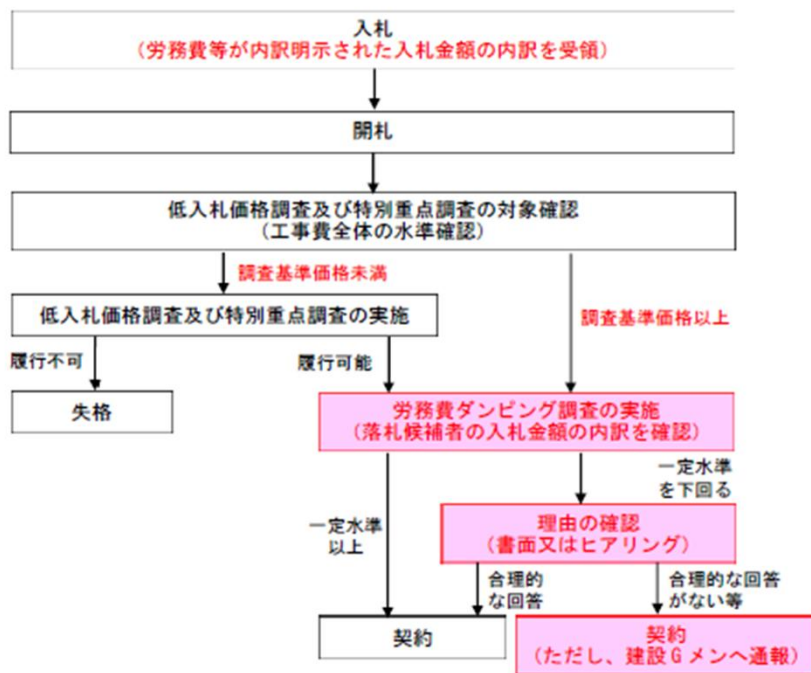
★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 労務費ダンピング調査の実施

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

## 労務費ダンピング調査の一例 (低入札価格調査制度の場合) ※最低制限価格制度も同様フローあり



## 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものみなす。

# 労務費ダンピング調査の実施

- 「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合、発注者から落札候補者に対して、「一定水準」を下回った理由の確認を行う。(理由書の例、参照)
- 合理的な回答が得られなかった場合の対応として、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」等の注意喚起・警告を原則として書面等で行ったうえで、建設Gメンへ通報する。

## 【理由書(例)】

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

**理 由 書**

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

①合理的な回答(例)

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法(もしくは新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積りが材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

②合理的ではない回答(例)

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いず、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・根拠なく概算で算出した。

等

## 【合理的な回答が得られなかった場合の対応】

令和 年 月 日

(株) 〇〇建設  
代表取締役 社長 〇〇 〇〇殿

〇〇県〇〇市 〇〇〇長

**労務費ダンピング調査の結果に基づく要請**

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	・以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

## 労務費ダンピング調査に関するQ&amp;A(ガイドライン内の一例)

(Q) 「労務費ダンピング調査」で確認する「一定水準」は、どのように設定するべきか？

(A) 中央公契連モデルの係数を適用することを基本としますが、各発注機関における独自係数の設定を妨げるものではありません。

(Q) 「労務費ダンピング調査」の対象となる工事は？

(A) 原則全ての工事を対象としますが、試行的に導入することとして、具体的な対象工事は、発注者が適宜選定して実施することとします。

(Q) 入契法第12条施行後、地方公共団体が対応すべきことは？

(A) 法施行後、入契法第12条の入札金額の内訳の提出が必要となるため、地方公共団体においては、既存の入札金額の内訳に関する規定等の更新をお願いします。また、労務費ダンピング調査については、本ガイドラインを参考に取組をお願いします。

(Q) 「理由の確認」の結果、合理的な説明が得られなかった場合や理由が確認できなかった場合、失格扱いとなるのか？

(A) 「労務費ダンピング調査」結果により、契約を妨げるものではありません。ただし、合理的な説明が得られなかった場合、建設Gメンへの通報を行います。

(Q) 建設Gメンに通報した案件について、通報した発注者に対して建設Gメン担当からフィードバックがあるか？

(A) 建設Gメンが調査した結果を発注者に対して、連絡することは原則としてありません。

## 4. のまとめ

- 労務費に関する基準制度の実効性を確保するため、「契約段階での適正な労務費の確保（入口の実効性確保）」「労務費・賃金の適正な支払いの担保（出口の実効性確保）」の2つの側面から実効性確保策を別途講じることとされている。
- 「入口の実効性確保」のポイントは、まず受注者に労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作っていただくこと。その上で、注文者はその見積書を尊重していただくこと。
- 「出口の実効性確保」のポイントは、技能者を雇用する建設業者が、技能者と適切に雇用契約を結び、「CCUSレベル別年収」目標値水準の適正な賃金を支払うこと。また、その支払いを会社任せにせず、契約当事者・技能者など、さまざまな角度から担保すること。
- あわせて、公共工事については、予定価格を設定して入札で落札者が決まる特性、公金使途の適切性確保の観点等による受発注者の役割を踏まえ、より上乗せでの対応を行うこととしている。

## 5. 関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと

---

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状を、生産性の高さと、技能者の処遇を確保した上での価格による健全な競争へ変わるようにしていきたい。
- このためには、建設工事の取引に関わる全ての当事者が、パートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たし、責任ある行動をとることが求められる。
  
- 建設業者は、
  - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい（※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される）。また、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが強く期待される。
  - ・ そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉・書面での契約締結、自主宣言を行う取引先の優先選定等、新たな商習慣を実践していただきたい。現場社員にも徹底いただきたい。
  - ・ 将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要であり、建設業界として、予算措置も活用しつつ、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことを期待したい。

- 発注者（注文者）におかれても、
  - ・安易に安価な発注を行うことは、建設業の持続可能性を損なうこととなり、結果として持続的な安定発注という発注者利益をも損なうことを念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っていただいて、労務費をしっかりと支払っていただきたい。（見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。）
  - ・あわせて、  
発注段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきこと、  
価格交渉の中で受注者からの見積書の尊重による労務費等の適正な確保と書面での契約締結を行うこと、  
施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更を行うこと、  
など、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での契約を締結する商慣行の実践を期待したい。調達担当者にも徹底されたい。
  - ・特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。

**(参考資料)**

**関係者の皆様への周知メッセージ**

---

**※周囲の方への制度周知にご活用ください**

- ▶ 「**持続的な安定発注**」に向けた建設業の担い手確保のためには、
  - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
  - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**すること





が不可欠です。

- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結**について**新たなルールが適用**されることになりました。

# 発注者のみなさまへのメッセージ

発注者の皆様におかれては、

**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等<sup>※</sup>が著しく低くなる**ような**見積り変更依頼はしない**でください  
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
-  従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください
-  技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保**する必要があることに留意してください

# 建設業者のみなさまへのメッセージ①

建設業者の皆様におかれては、**受注に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



**労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



**適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません




**正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

## 建設業者のみなさまへのメッセージ②

建設業者の皆様におかれては、**注文に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

 工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください


 提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような**見積り変更依頼はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

従前に引き続き、

 取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります

 技能者を雇用する建設業者は、**労務費**だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

# みなさまへのメッセージ

技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、

以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。



技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください



「**建設技能者を大切に**する**企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての**優先選定**を推進してください



**書面での請負契約締結**を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください



適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、**適正な工期**を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています

## 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## ポイント

- ・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

## 全 国

全 職 種 ( **25,834円** ) 令和7年3月比 ; **+4.5%**  
 主要12職種※ ( **24,095円** ) 令和7年3月比 ; **+4.2%**

## 主要12職種

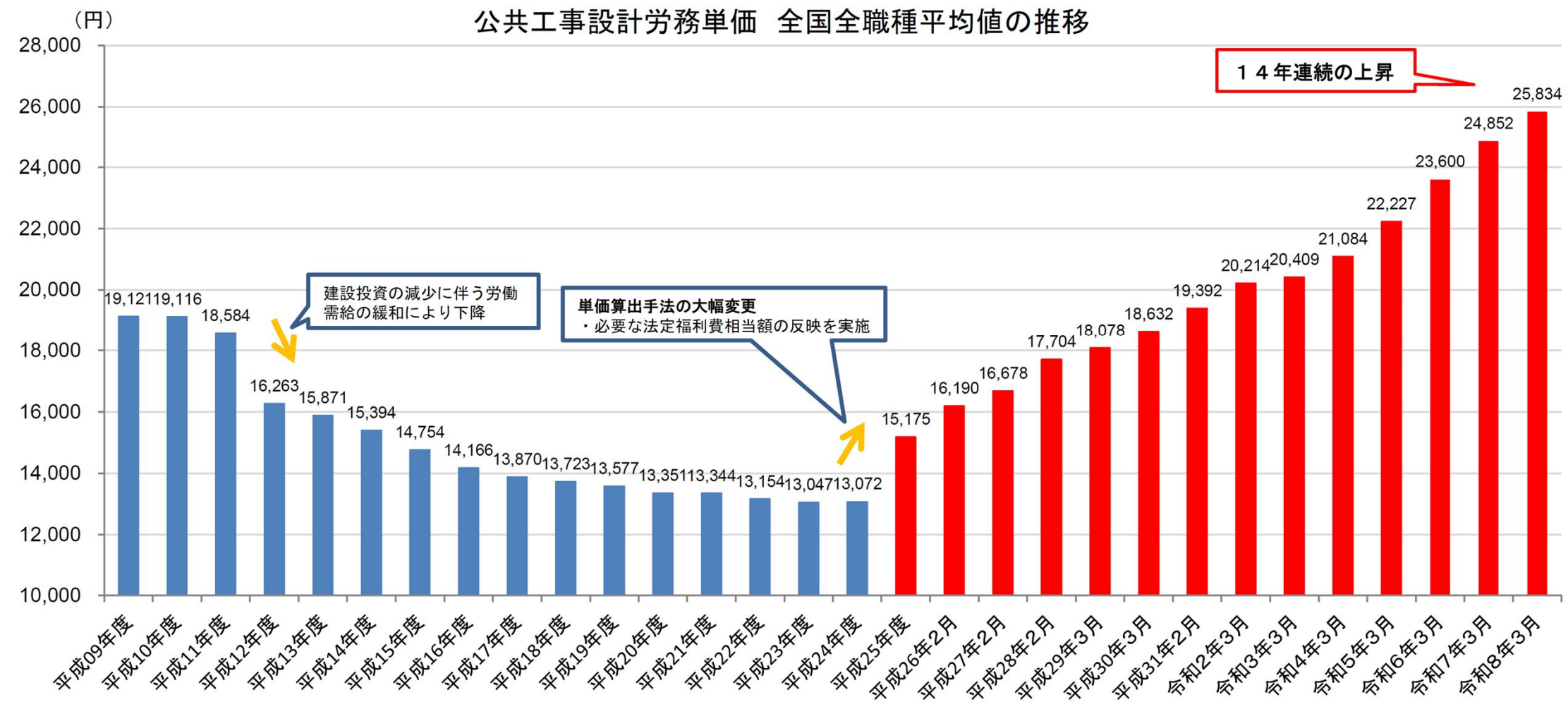
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手（一般）	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手（特殊）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

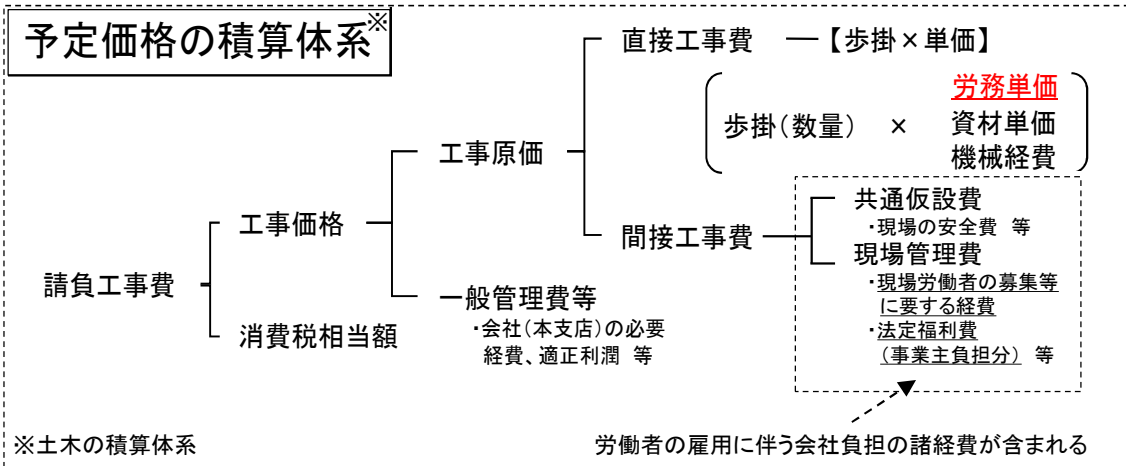
# (参考)公共工事設計労務単価の概要

## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

### ○留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)

